

ワンクリック詐欺

ワンクリック詐欺とは

ワンクリック詐欺とは、Web ページ上の特定のアダルトサイト(→p.8)や出会い系サイト(→p.61)などに表示されている URL をクリックしたり、送られてきた電子メールに記載されている URL などにアクセスしたりすると、いきなり「ご入会ありがとうございました。」とか「情報提供料のお支払いについて」などの文字が表示され、一方的に契約したことにされて、多額の料金の支払いを求められる詐欺行為のことである。1回のクリックだけで不正な請求がなされるので「ワンクリック詐欺」あるいは「ワンクリ詐欺」とも呼ばれている。

ワンクリック詐欺の特徴

ワンクリック詐欺は、請求される料金が高額なものである上に、期限内に支払わないとさらに高額な延滞料金が加算されたり、法的処置を講ずると書かれていたりして犯人からの脅しを受けることになる。

また、振り込みの期限を指定し、「今なら振り込み料金が割り引かれる」と振り込みを急がせることにより、冷静に物事を考えさせないようにするものが多く見られる。

中には、携帯電話の「個人識別番号」や GPS を使った位置情報、IP アドレス、契約しているプロバイダといったものを表示し、これにより個人情報を得ることが可能であると主張し、そういった情報に基づいて、「債権回収業者に債権譲渡する」、「期限までに支払いがない場合は裁判所に提訴する」、「身辺調査をする」などと脅迫まがいで請求するケースも多く見られる。

しかし、実際には個人情報が悪徳業者に知られたり、自宅や会社に実際にやってきましたりするようなことはほとんどない。

ただし、ワンクリック詐欺が仕掛けられているものの多くは出会い系サイトやアダルトサイトであり、被害者は自宅や会社への訪問という文言を信じ込み、周囲に知られないようにと慌てて振り込んでしまう

ケースが多く見られる。

ワンクリック詐欺への対応

ワンクリックしただけで、いきなり契約が成立することは法律上ありえない。

電子消費者契約法によると、ネット上での契約を成立させるためには、まず事業者は購入前の画面でその契約が有料であり、どれだけの料金が必要であるかをわかりやすく明示されていなければならない。利用規約書を読むように記述してあるだけでは十分である。

次に、事業者は、申込みボタンを押した後に有料契約を結ぶことの確認画面を設置し、契約に同意できない消費者のために契約をキャンセルできるようにしていなければならない。

これらの条件を満たした上で、契約が成立したことを告知するメールなどを消費者に送信した時点で、はじめて契約が成立するとしている。

このようなことから、ワンクリック詐欺では、結ばれた契約そのものが無効となる。したがって、むやみに料金を支払う必要はないのである。

また、被害者が業者に問い合わせをしたり、支払い拒否の連絡をしたりするとかえって個人情報が詐取されることがあるので、それらの反応は控えた方が賢明である。このような被害にあいかけた場合は、全国の消費者センターなどに相談するとよい。